

平成26年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

保育士の配置基準に関する特例の対象となる保育所を、乳児6人以上を入所させるものから乳児4人以上を入所させるものに改めるため